

【場所】：自民党本部 7 階 701 号室

【日時】：2024 年 12 月 5 日（木）10：15～

報告事項

I. 森林経営管理法等の実施状況と見直しに向けた論点について

説明：林野庁長官

青山 豊久

林野庁 森林整備部長

長崎屋 圭太

【背景・目的】

国産材需要を捉えた「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を推進するため、5 年前に施行した「森林経営管理法」の運用状況を振り返り、必要な改正を検討する。

【現状】

1. 森林経営管理制度の活用状況

- ・多くの市町村が意向調査を実施し、所有者から管理委託を受けた森林を整備するケースが増えているが、林業経営体への権利設定（経営管理実施権）は低水準にとどまっている。
- ・従来の仕組みでは森林経営体への集積・集約化が十分に進まず、再造林率も低い。

2. 制度見直しに向けた議論の経緯

- ・法施行から 5 年を目途に状況を検証する旨が法附則に規定。
- ・自民党林政対策委員会（令和 6 年 1～5 月）や林野庁の政策検討の中で、森林の集約化や林地開発許可制度の課題などが議論された。

【論点と主な検討方向】

論点 1. 森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組み

- ・地域の関係者（市町村、林業経営体、所有者等）があらかじめ協議し、面的なまとまりで森林を集約化する方針や受け手（林業経営体）を決定する。
- ・これをもとに市町村と林業経営体の権利設定（経営管理権・経営管理実施権）を一括で行い、手続・時間を短縮する。
- ・同意要件緩和や所有者不明森林への特例の簡素化も合わせて検討。

論点 2. 制度推進を担う市町村の事務負担軽減

- ・境界調査や所有者探索、同意取得などの作業が煩雑かつ人的リソース不足が課題。
- ・市町村を支援する法人などを制度的に位置づけ、調査・事務作業を委託できる体制を整える。
- ・手続き要件の一部緩和や、伐採・造林届出の簡略化等を検討。

論点 3. 林地開発許可制度の実効性強化

- ・太陽光発電開発などを含む林地開発の許可件数は減少しているが、許可条件違反による災害リスクなどが残存している。
- ・違反状態で転売されるなどの問題を防止するため、許可制度の実効性を高める措置を検討。

以上のように、森林経営管理法の目的である「森林資源の循環利用」をより実効的に進めるため、(1)集約化スキームの強化、(2)市町村負担の軽減、(3)林地開発許可制度の実効性強化、といった見直し論点が示された。

Ⅱ. 関係団体等ヒアリング（森林経営管理制度に先進的な取組をしている団体の発表）

① 栃木県矢板市

市長

森島 武芳

【森づくり条例とビジョン】

- ・令和 5 年 10 月に「矢板市森づくり条例」を施行。森林の多面的機能発揮や林業・木材産業の振興、まちづくりとの連携を基本理念に掲げる。
- ・条例に基づき、「森づくりビジョン」（基本構想）と「森づくりアクションプラン」（行動計画）を策定し、(1)安全な森づくり、(2)生物多様性に配慮した森林保全、(3)林業・木材産業の振興、(4)森林資源を活かしたまちづくり等を推進。

【森林経営管理制度の運用】

1. 意向調査

- ・森林経営計画の未策定・長期間手入れが行われていない人工林を対象に、10 年間かけて大字単位で調査を進めている。
- ・所有者の管理意向を把握し、市へ管理を委託したいと希望があれば制度活用に向けて詳細を確認。

2. 集積計画・配分計画

- ・林業経営に適さない森は「経営管理権集積計画」に基づき市が直接管理（保育間伐や下刈りなど）。
- ・林業経営に適する森林は「経営管理実施権配分計画」を策定し、意欲と能力のある事業者へ再委託（主伐・再造林などを実施）。
- ・境界や所有者の確認作業が煩雑かつ時間がかかるため、周囲測量や標準地調査などを行いながら計画を作成。

3. 成果と事例

- ・県内で初めて「経営管理権集積計画」「経営管理実施権配分計画」を公告し、スギ・ヒノキの皆伐や再造林を実施した事例を紹介。
- ・主伐した材から収益が発生し、その一部が所有者に支払われる仕組みによって、所有者の森林経営意識が向上した。

4. 地域林政アドバイザーの活用

- ・森林経営管理制度の専門知識を持つ人材（退職した林務職員など）を会計年度任用職員として雇用。
- ・意向調査や集積計画の作成、保育間伐の設計書作成・事業管理などを担い、市の施策を大きく進める原動力となっている。

【森林環境譲与税の活用】

- ・森林調査や施業の委託など、森林経営管理制度関連の事業費に森林環境譲与税を積極的に充当。
- ・小規模・分散地が多く地籍調査未済の森林も多いが、人材と財源を確保することで着実に施策を推進している。

【課題・今後の方針】

- ・所有者や境界の確認作業に手間がかかり、不明者や不在者の多い森林は特に時間がかかる。
- ・意欲のある林業事業者に配分計画を委ねる場合、事務手続が長期化するため市況変動のリスクも大きい。
- ・まずは設定した 10 年間の意向調査計画に基づき、取り組み可能な森林から計画策定を進めつつ、困難事案にも並行して対応する。

以上のように矢板市では、森づくり条例の制定や地域林政アドバイザーの活用、森林環境譲与税の投入により、森林経営管理制度を着実に推進している一方で、小規模・分散化や境界不明森林への対応に時間と手間がかかる点を課題として認識し、継続的に取り組んでいく方針です。

② 静岡県御殿場市 農林整備課 副主任 市山 修平

【市内の森林の現状と課題】

- ・国有林や演習場周辺が大部分を占め、民有林は全体の約 33%。そのうち大規模所有者（法人など）が持つ森林はある程度整備されているが、小規模分散の個人所有林はほとんど整備が進んでいない。
- ・荒廃した森林の山地災害リスクが懸念されており、適正な森林整備が急務。

【森林経営管理制度の取り組み経過】

1. 未整備森林の抽出

- ・補助事業（間伐等）の実施履歴をもとに、長期間手が入っていない森林を「要整備林」として抽出。
- ・事業体へのヒアリングなどを通じ、小規模・分散のため集約化が課題と判明。

2. 深沢地区（30 林班）をモデル地区に選定

- ・令和 2 年度に 66 名・181 筆を対象としたアンケートを実施し、4 割超が「市等へ委託」を検討。
- ・令和 4 年度から森林経営管理制度の手続きに着手し、アンケート結果やヒアリングを踏まえた集積計画策定へ向け取り組んでいる。

3. 航空レーザ計測データの活用

- ・森林所有者や市職員自身が森林の現状を把握できないケースが多いことから、航空レーザ計測による高精度データを基に「経営プラン」を作成。
- ・森林の樹種や材積などを可視化し、所有者・事業者が整備方法を検討しやすいよう支援している。

4. 集積計画・配分計画の進捗

- ・意向調査の回答率は 90%以上と高く、令和 6 年 1 月に同意取得を完了。令和 6 年 1 月に集積計画、4 月に配分計画を公告した。
- ・選定委員会で事業者を公募し、御殿場市森林組合が再委託先に決定。
- ・荒廃していた民有林整備の道筋ができたことが大きな成果。

【課題と今後の方針】

- ・専門知識を要する業務のため、異動の多い市職員ではノウハウ蓄積が難しく、事務負担が大きい。県の支援や他の市町との連携が不可欠。
- ・施業履歴や事業体の意見を反映し、優先度の高い要整備箇所をさらに明確化する必要がある。
- ・地籍情報と実際の境界がずれており、取りこぼしや誤抽出が発生。今後は境界保全図の作成や精度向上が重要。
- ・モデル地区での成果を踏まえ、航空レーザ計測のさらなる活用や全市的な計画づくりを進める。

以上、御殿場市における森林経営管理制度の取り組みは、航空レーザ計測データを活用した「経営プラン」の作成と、モデル地区（深沢地区）での集積・配分計画公告などが大きな進展となっています。一方で、市職員の専門性・事務負担、境界不明確などの課題が明確になっており、今後は県・事業者・他市町との連携強化や精度の高い境界情報の整備が重要とされています。

【森林組合の役割と施業の集約化】

- ・森林組合は全国約 150 万人の森林所有者を組合員とする協同組合で、地域の森林整備の中核的担い手として造林・林産などを実施。
- ・小規模・分散所有の森林を面的に取りまとめて効率的な林業を行う「施業の集約化」を推進しており、そのために「森林施業プランナー」が中心となり境界確認や施業計画作成、所有者との調整などを行う。

【森林経営管理制度における森林組合の協力状況】

- ・森林組合の約 8 割（468 組合）が、意向調査や市町村の間伐事業委託、経営管理実施権の取得などで制度に協力。
- ・県森林組合連合会が市町村の業務を支援する“サポートセンター”を受託している事例もあり、制度推進をサポートする枠組みを整えている。

【現行制度の課題と対応の方向性】

1. 面的なまとまり不足

- ・経営管理実施権が設定されても森林が点在し、効率的な施業が難しいケースがある。
- ・市町村が経営管理権を設定する前段階から、森林組合と協議しながら経営管理実施権の対象となる森林を面的にまとめることが重要。

2. 長期契約に伴うリスク

- ・材価下落や経費増などで十分な利益が確保できないリスクがある。
- ・地域の関係者や市町村が協議できる場を設け、リスク軽減策を検討する必要がある。

3. 普及・人材確保の重要性

- ・既に各地で工夫した事例があり、優良事例の横展開が望ましい。
- ・施業の集約化や現場作業を担う人材育成のため、「緑の雇用」や「森林プランナー育成対策」などの予算を十分に確保し、森林経営管理制度を着実に推進していくことが求められる。

以上、森林組合は施業の集約化の要として森林経営管理制度に積極的に協力しているが、面的な整理や長期契約に伴うリスクなどの課題もあり、地域の関係者との連携や人材育成、優良事例の普及が重要とされています。

Ⅲ. 質疑・意見交換

出席委員より発表者へ意見や林野庁へ質疑等がありました。

所感等

森林経営管理法改正に向けた自民党部会において、森島 矢板市長が取組成果をプレゼンするというので、傍聴参加しました。森林経営管理法による施策が勉強でき、また矢板市が先進的に取り組んでいることが確認することができました。境界不明森林への対応が課題とのことですので、解決できるよう調査研究していきたいと思います。

以上